# 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

令和5年6月8日

## 1 対象工事等

#### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で、沖縄県農林水産部森林管理課が所管する「森林整備保全事業設計積算要領」を適用する工事及び委託事業を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

## (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

## 2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

## (2) 工期

工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月、9月又は10月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

## (3) 真夏日率

工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。 「真夏日率 = 工期内の真夏日 ÷ 工期

# 3 積算方法等

### (1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は次によるものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-4-(0)ーaと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

### (2) 補正係数

補正係数は1.2とする。

### 4 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方 法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

#### (1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所(※1)」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果、又は工事現場を代表する1地点(※2)で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

#### ※1 地上·地域気象観測所

「気象庁ホームページ>知識・解説>気象観測・気象衛星>地上・地域気象観測」に掲げる地上・ 地域気象観測所をいう。

#### ※2 工事現場を代表する1地点

現場事務所付近で工事の支障とならない十分なスペースが確保された地点をいう。ただし、現場事務所が工事現場付近に設置されていない場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

### (2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

# 5 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事(※3)については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

#### ※3 施工箇所が点在する工事

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて(平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部 長、国有林野部長通知)2(1)対象工事をいう。

#### 6 その他

上記の取扱について、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。